

# 「京都府鴨川条例（仮称）素案への意見募集」

## 応 募 意 見

（平成18年10月2日～10月20日受付）

### 1 「前文」に関する意見

過去に比べれば、現実には環境破壊、汚染が進んでいることを直視すべきであり、環境保全（回復）の必要性に関する強い危機感が前文で表明されるべきである。

産廃処理施設や野焼き跡地から汚染土壌、汚染水が流入、浸出している問題が欠落している。これは、鴨川の水質や生態系、河川景観に直結する問題であり、言及は避けられない。

条例の目的に「安心・安全で良好な河川環境の保全」を明記する点は、平成9年改正河川法の趣旨と軸を一にしており、評価できる。

現在の鴨川について、私たち上流域の住民が関心を持っている山幸橋より上流の産廃処理場や中洲に全く触れていないのは、規制が緩すぎる印象。

### 2 「第2 安心・安全の確保」に関する意見

適切な森林管理について、「努力規定」となっているが、「目標設定」であるべきである。5年、10年、30年、50年先を考えずに森林管理ができるはずがない。

鴨川流域の森林の重要性に言及した点については、河川は森林と一体として一つの生態系を形作っているので、高く評価できる。

しかし、森林の機能は、「保水力向上による流量の確保」にとどまらず、森林土壌による水質浄化機能も非常に重要であり、地上の樹木部分よりもむしろ地下＝土壌にこそあることを意識していただきたい。

### 3 「第3 良好な環境の保全」に関する意見

鴨川は、京都を代表する歴史的景観の一つであるため、短期的な利益を追い求めた開発は絶対に避けなくてはなりません。鴨川の景観を守ることが長期的には京都発展の礎となると考えます。

「景観に配慮する」という記載について、実際にはどの程度配慮されるのが明確ではなく、その場その場の解釈で開発が行われていたのでは、景観を守ることは難しいのではないのでしょうか。

鴨川のホタルを守り育て、人々の心和む鴨川となるような、府の対応も含めた項目をぜひ付け加えていただきたい。

上流の開発行為を規制するものにしてほしい。また、今ある見苦しく危険な施設もなくすようにしてほしい。

上流の産業廃棄物施設がもたらす環境や景観を破壊している現状や、規制、撤去を求める声は、条例素案にどのように反映されているのでしょうか。

既存施設を現状のまま認めた上で、鴨川環境保全区域を設定するのであれば、鴨川条例の実質的な意味や意義が失われるのではないのでしょうか。

鴨川環境保全区域における開発行為について、届出では開発する側のもっともらしい理由によって開発行為が認められる可能性が多々あり、鴨川環境保全区域を設定する本来の趣旨や目的が崩れることになるので、開発行為を禁止とすべきと考えます。

鴨川環境保全区域における既存施設等の取扱いをどうするのが不鮮明です。

土砂の流入防止等について、「公表」された者には、府・市の公共事業に参加させないくらいの制限項目を入れるべきである。

良好な景観の形成について、良好な景観を要請するだけでなく、何らかの形で審査し、表彰すべきである。例えば、納涼床で優秀賞を設け、誰もが好ましい景観をよく分かるようにすれば、景観に配慮した床に誘導できるし、制作者もより意識すると思う。

基本理念には水質・生態系維持・改善が少し触れられていますが、項目としては抜けているのではないのでしょうか。第3の として明記すべきだと思います。

前文・基本理念を生かす取り組みの中で、鴨川条例（仮称）を鴨川保全条例にして、上流・中・下流それぞれの役割を果たすものと考えます。

そこで、上流域の治水・水質・環境が保全されてこそ美しい鴨川の基本になり、京都市の役割が重要になります。業者による開発行為の禁止が必要であり、届出・勧告・公表は生温い。成長する条例であっても市民として譲れません。

#### 良好な環境の保全について

##### ・鴨川環境保全区域

河川両岸に隣接した地域の開発行為を抑制する方法として、素案がこのようなゾーニングをすること自体は評価できる。

河川環境に影響を及ぼしうる開発行為は、より上流において下流よりも厳しい規制を受けるのでなければ合理的でない。河川法は、開発の許可制を伴う区域指定を河川保全区域以外に明確に禁止している趣旨ではなく、条例で許可制を創設することは可能である。また、平成9年改正河川法は環境保全を目的として明記したのであるから、同法54条により環境保全の観点から許可制を伴う区域指定を設定することは十分可能である。許可制としても、条件付許可もできるのであるから、正当な事業活動である場合を過度に抑制することにはならない。

##### ・勧告、報告徴収、公表、立入調査

仮に届出制を前提にしても、直接に河岸隣接土壌の汚染の有無等の広範囲な調査を規定する必要がある、職員の質問に対しては応答義務を定めるべきで

ある。調査結果は迅速に公表されるべきである。

- ・回復施策

将来にわたる防止だけではなく、現に汚染されている状況を改善する施策を原因者負担の原則のもとで、規定すべきである。

- ・生態系・生物多様性に関する施策

素案は鴨川流域全体を視野に入れたものであるから、現在の定点での水質監視をさらに上流域、下流域まで広げ、観測点も増やし、鴨川生態系の保全状況を常時監視する施策が必要である。

「土砂の流入防止等」の規制の目的を、次のように修正いただきたい。

「京都府では鴨川の柘野堰堤から竹田橋間257haを鳥獣保護区に指定しており、1977年以来野鳥の生息調査が行われている。(京都府、日本野鳥の会)現在までに157種の野鳥が確認されているが、それらの野鳥の棲みやすい環境や豊富な餌などのことを考えると、鴨川がいかに生態系豊かな環境であるかということをはっきりと物語っている。又、鴨川上流域は、京都府レッドデータブックに掲載の希少種をはじめ特別天然記念物のオオサンショウウオなど多様な水生生物が生息する貴重な自然環境が残された地域である。」

上流の産廃施設によりダイオキシン等で鴨川が汚染されていると聞きます。世界遺産に指定されている上賀茂神社や下鴨神社で神事に使用される鴨川の水が汚染されては、水で汚れを祓う、禊の儀が本末転倒になってしまいます。世界から来られる観光客にも顔向けできません。上流では産廃施設など一切つくれないようにお願いします。

鴨川を源流までのぼる途中、その美しさを一瞬にしてぶち壊すような産業廃棄物処理業者の看板・壁が現れ、身がすくむ思いをしました。現状の業者の方については、対話の中に解決の道を探るしかなく、それができてこそ、鴨川条例が特別なものになると思います。また、そのほかの個人ベースのマナー向上にもつながってゆくものと思います。今後のことを考えますと、そのような例が繰り返されないためにも、全流域において、地域開発の許可制を導入して頂きたいと強く願います。

保全区域(上流)の開発は届出制(勧告できる)ではなく、許可制にしてほしい。さらに地域住民にも説明会を開いて声をしっかり反映させてください。(地元の者が一番わかっていると思う。)

上流、下流ともに許可制にしてください。

#### 4 「第4 快適な利用の確保」に関する意見

柘野は、土日はもちろん、平日の夜も人が集まり、花火・バーベキューで夜中遅くまで騒いでいる。完全にバーベキュー場化していて、やっている者も迷惑をかけているとっていないのではないかと。罰則を付けてください。

また、禁止看板を立て、周辺住民が迷惑していることをきちんと知らせていただきたい。

「打上げ花火等の禁止」について、深夜に人が集まり、手に持つ花火を振り回したり、大声を上げたりしており、深夜から早朝の時間帯のみ全ての花火を禁止できませんでしょうか。

「バーベキュー等の禁止」について、利用者の傍若無人ぶりはバーベキューだけではなく、近隣私有地の不法駐車や大音響で音楽を流すなど迷惑行為をあげればきりが無い。大音響による音楽等を禁止していただけないでしょうか。

夏場は深夜に大勢の人間が集まって騒ぎ、眠れないことがしばしばであり、深夜の集会を禁止してほしい。

罰則規定が有名無実化しないよう有効なものにしてください。

春から秋にかけて、週末の柘野ダム周辺は、不法駐車が数十台連なり、バーベキューの食材を焼く煙や臭いで窓を開けることもままならない。帰りがけにはゴミを放置して帰る非常識なグループもあり、カラスや猫が食べ散らかして週明けにはゴミが散乱している。

また、夜間には、柘野ダムと庄田橋周辺に若者がたむろしていて、夜通し花火をしたり、改造バイクで爆音をたてながら走り回ったり、大声で叫ぶ等といった行為で睡眠の妨げになっている。

地域住民が快適にかつ安全な生活ができ、利用者もマナーを守って利用していただくには是非とも条例を施行していただきたい。

京都府は鴨川鳥獣保護区として柘野堰堤から下流は竹田橋間（257ha）を定めている。春になると中洲では多くの野鳥たちが繁殖している。犬の放し飼いは人にとっても危険であり、また野鳥にとっても中洲への進入行為は繁殖妨害になるので禁止してほしい。

・「素案に記載された以外の検討項目」

既に迷惑行為として野鳥の餌やりが上げられていますが、最近ではトビ等への餌やりが原因で怪我人が出るなどしています。

また、野生生物にしてみれば、餌まき行為で得る食べ物と、くずかごの中の食べ残し（ゴミ）は同じ餌なので、鴨川河川敷から「ゴミ箱」を撤去するか、人の手しか入らないような形式のゴミ箱にすることをご検討ください。

鴨川への自転車の乗り入れや駐輪は、都市交通システムにも関連するものであり、鴨川周辺だけでなく、市域全体で解決策を模索していかなければなりません。

## 5 「第5 府民協働の推進」に関する意見

住民や利害関係者の意見を聴くとの方向性は評価できるが、「意見を聴くことができる」等の規定では不十分であり、単なる聴き置きの機関として形骸化するおそれが高い。会議のメンバーも公募制として、この会議の自律性、独立性を十分に確保する設計であるべきである。

昔の人は、川沿いに桜の木を植えて、自然に人がお花見に集まるようにしま

した。これは、親水空間や美しい風景を提供するだけでなく、川沿いの地固めになり、防災にも役立ったと言います。現代の私たちも、川の力を借りながら、うまく親水・治水・利水ができるように、知恵をしぼらなければならないと思います。その場が提供されることを希望します。

## 6 「第6 雑則」に関する意見

通常の条例改正手続以外に、「条例の見直し」と規定しているが、具体的にどのような制度であるか不明である。

鴨川が自然・生物 - 生態系の要であること、また、森林や地下水脈を含めたつながりを学ぶ上で、非常に良いフィールドであることは自明です。この成り立ちをある程度学び、その偉大さや大切さを共有して伝えてゆくことが、1000年先も鴨川ならしめるものと思います。そのような視点から、次代の変化に耐えることができる成長していく条例を期待します。

## 7 その他の意見

本条例と河川法との関係はどのように位置づけられているのでしょうか。河川法とは別に、あえて独自条例を制定されるのはどうしてなのでしょう。高知市普通河川条例事件最高裁判決によると、河川法の上乗せ規制は許されないと解されますが、本条例による新たな規制は上乗せ規制ではないのでしょうか。

京都府は鴨川の河川管理者の立場にあり、府条例という見地で書かれているためか、京都市や鴨川流域自治体が対等な立場で登場しないように見受けられます。権限による縦割りではなく、分権改正を踏まえて、府・市が対等な団体として協働する見地からの条例案の策定を望みます。